

平成29年12月28日発行

◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆

農業担い手メールマガジン（第240号）

◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆

<トピックス>

○ 現場の皆さんへ

1. 「経営改善実践システム（新たな農業経営指標）」が変わります
2. 収入保険制度一問一答リレー
3. 果樹共済に加入しましょう!～備えあれば憂いなし～
4. G A P 審査員育成関係事業説明会」の開催及び参加者の募集について
5. 作業の省力化と牛への負担軽減を実現できる過剰排卵誘起法を開発（農研機構より）

○ 担い手のための耳より情報

「2017年農業技術10大ニュース」を発表

◆◆◆現場の皆さんへ◆◆◆

【1. 「経営改善実践システム（新たな農業経営指標）」が変わります】

農業経営者の皆さんが自らの経営改善のために活用できる「経営改善実践システム（新たな農業経営指標）」が、平成30年4月より、インターネットがない環境の中でも使用できるアプリケーション（以下「PC版」という。）に変わります。

この「PC版」は、一度ダウンロードすれば、これまで同様に、簡単に自己チェックに取り組めます。なお、これまで、「経営改善実践システム」で利用していた経営データは、そのまま「PC版」に引き継ぎます。ログインをしていただき、御自宅のパソコンに保存してください。

本作業は、平成30年3月30日までに行ってください。

期限を過ぎると、経営データを引き継ぐことはできませんので、ご注意ください。

詳細は以下のURLをご覧ください。

<http://www.maff.go.jp/j/ninaite/shihyo.html>

※お問い合わせ先

ヘルプデスク（080-6059-1347）

農林水産省経営局経営政策課（03-6744-2143）

【2. 収入保険制度一問一答リレー】

農水省・農業者netに12月に掲載した、Q56～62をご紹介します！

<Q56>免責となった場合、補てん金の支払はどうなるのですか。

A 免責となった場合は、補てん金の全部又は一部を支払わないこととし、具体的には、

- ① 保険料を納付期限までに納付しなかった場合や、取引先と結託して

意図的に安売りをしたり、補てん金を詐取する目的で加入申請書等に事実と異なる記載を行った場合など、悪意又は重大な過失が認められる場合は、補てん金は全額支払わない

- ② 通常行うべき栽培管理や事故発生のお知らせを怠った場合などであつて、悪意や重大な過失があるとまでは認められないとき、かつ、これに該当する農産物の範囲が特定できる場合は、その分の補てん金を減額することとしています。

< Q 57 > 作業日誌には、どのような内容を記載する必要がありますか。

- A 農作業日誌には、農産物の種類ごとに、作付、施肥、防除、収穫等の作業日や作業内容を記載していただくこととしていますが、農業者が通常作成している日誌で構いません。

< Q 58 > 基準収入は、一定額に固定するか、5中3にすべきではないですか。

- A 収入保険において、補てんの基準となる基準収入は、農業者の過去5年間の平均収入（5中5）を基本としつつ、保険期間の営農計画を考慮し、経営規模を拡大したり、新たな品目の生産などにチャレンジすることにより、農業者の収入が増加傾向にある場合は、これらの収入の増加を反映できる仕組みとしており、所得の向上に向けた農業者の努力を促すものになっていると考えています。

仮に、基準収入を一定額に固定することとした場合、農業者が経営努力をしなくても毎年一定の補てんが受けられるといったモラルハザードが生じるとともに、農業者が新たな取組にチャレンジしようとするインセンティブも働かないので、適当でないと考えています。

また、仮に、基準収入を5中3で算定することとした場合、地域データを用いる収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）と異なり、個々の農業者のデータを用いる収入保険では、保険期間の収入を大幅に下げても、翌年の基準収入は下がらないため、収入を意図的に下げるといったモラルハザードにつながるおそれがあることから、国民の理解を得られないと考えています。

< Q 59 > 補償限度額及び支払率は選択できるのですか。

- A 補償限度額及び支払率については、農業者が保険料や積立金の負担を勘案して補償内容を選択できるようにするため、

- ① 保険方式の補償限度額(注)は、5年以上の青色申告実績がある者であれば、基準収入の80%を上限に、70%、60%、50%  
② 積立方式の補償幅は、基準収入の10%又は5%  
③ 支払率は、90%を上限に、80%、70%、60%、50%  
の選択肢を設けることとしています。

なお、支払率については、保険方式と積立方式は別々に選択できますが、積立方式の支払率は、保険方式で選択した支払率以下の選択となります。

< Q 60 > 保険料率は、品目別や地域別に設定すべきではないですか。

A 収入保険については、

- ① 農業者の経営全体に着目し、収入減少を補てんするものであること
- ② 制度発足時において、収入データの蓄積には一定の限界があり、品目別や地域別といった区分ごとのデータが十分に確保されていないこと

等から、保険料率は全経営体共通のものとして設定します。

他方、保険料率については、農業者ごとの保険金の支払状況に応じて危険段階別に設定することから、リスクの大きい品目を生産している者とそうでない者とは保険料に差が出てくることになり、公平性は確保されるものと考えています。

<Q61>収入保険では、どのような場合に加入が承諾されないことになりませんか。

A 収入保険においては、

- ① 収入保険の保険給付の請求について、詐欺を行って保険関係を解除されたことがある場合
- ② 既に農産物や耕地に事故が発生しているなど、保険事故の発生が確実である場合
- ③ 基準収入の適正な設定が困難である場合
- ④ 保険事故の発生の適切かつ円滑な確認が困難であると見込まれる場合
- ⑤ 通常の肥培管理や飼養管理が行われぬおそれがある場合

などは、収入保険に加入できない場合や、加入の際に一部の農産物を除外するといった場合があります。

<Q62> J A、農業委員会にはどのような役割を期待していますか。

A 収入保険では、青色申告を行うことを加入条件としていることから、加入推進に当たっては、青色申告の推進と連携した取組が重要と考えています。

このようなことを踏まえ、収入保険の実施主体である農業共済団体が主体となって、地域において青色申告の推進に取り組んでいる農協や農業委員会などと連携することが適切と考えています。特に、農協、農業委員会においては、税務申告相談会を開催し、農業者からの青色申告に関する相談に応じるなどの役割を担ってもらうことを期待しています。

<Q63>家畜共済は包括共済ですが、マルキン等の対象畜産物のほか、繁殖用の育成牛、子豚、繁殖用の育成豚の生産を行い、かつ、野菜の生産も行っている畜産経営の場合、家畜共済に加入すれば、野菜について収入保険に加入できなくなるのですか。

A 家畜共済は一定の家畜の種類ごとに全頭加入する包括共済であるため、マルキン等の対象畜産物と、繁殖用の育成牛、子豚、繁殖用の育成豚といった関連畜産物を生産している畜産経営が、マルキン等の対象畜産物について家畜共済に加入すると、関連畜産物も必然的に家畜共済に加入しなければなりません。

マルキン等の対象畜産物は、収入保険の対象となっておらず、家畜共済

に加入せざるを得ない事情にあることから、マルキン等の対象畜産物及び関連畜産物に加え、野菜等の生産も行っている複合経営が家畜共済に加入する場合は、特例として、関連畜産物を除いて野菜等のみ収入保険に加入できるようにします。

▼収入保険制度一問一答リークのバックナンバーはこちら

[http://www.maff.go.jp/j/keiei/hoken/saigai\\_hosyo/syu\\_nosai/lq1labacknnumber.html](http://www.maff.go.jp/j/keiei/hoken/saigai_hosyo/syu_nosai/lq1labacknnumber.html)

お問い合わせ先  
農林水産省 経営局保険課  
電話番号：03-6744-7147

### 【3. 果樹共済に加入しましょう!～備えあれば憂いなし～】

今年も全国各地で自然災害が発生しました。果樹共済に加入すれば、台風などで収穫量が減少したときに、共済金が支払われます。

30年産のうんしゅうみかんやりんごなどの果樹について、今お申し込みいただければ30年産の補償を受けられますので、加入されていない方はぜひこの機会にご検討下さい。

詳しくは、お近くの農業共済組合へお問い合わせ下さい。

[果樹共済に加入している農家の方からの声をフェイスブックに掲載しています]

<https://www.facebook.com/nogyokeiei/photos/a.292829900792231.66665.292727840802437/1731263463615527/?type=3>

お問い合わせ先  
農林水産省 経営局保険課  
電話番号：03-6744-2175

### 【4. 「GAP審査員育成関係事業説明会」の開催及び参加者の募集について】

農林水産省は、GAPの認証取得に係る審査体制の整備を促進する観点から、GAP審査員になり得る方に対する審査員資格取得のための補助事業を実施する予定です。

については、本事業の説明会を平成30年1月26日（金）に中央合同庁舎4号館において開催します。説明会では、普段は聞けない審査員へのなり方や審査員の待遇などについての審査機関からの説明も予定しています。

GAPの審査員として活動してみたい方、また、以下の要件を全て満たす方の参加をお待ちしていますので、ご検討のほど、お願いいたします（申込〆切：1月19日（金曜日））。

- ・高等学校卒業後、大学農学部や農業大学校等の農業を専門とする2年以上の教育コースを修了していること
- ・審査を行う分野（青果物、穀物、茶等）での2年以上の実務経験（例：農業、営農指導、研究・開発、検査・審査等）があること

▼詳しくはこちらをご覧ください。

<http://www.maff.go.jp/j/press/seisan/kankyo/171226.html>

お問い合わせ先

農林水産省 生産局農業環境対策課

電話番号：03-6744-7188

【5.作業の省力化と牛への負担軽減を実現できる過剰排卵誘起法を開発(農研機構より)】

牛の増殖に用いる体内受精卵を採取するためには、雌牛に過剰排卵処置を行う必要があります。通常行なわれている過剰排卵処置では、卵胞刺激ホルモン(FSH)を1日2回、3日から5日間漸減投与することにより行なわれています。この方法では大きな労力を伴うだけでなく、日々の注射による家畜へのストレスも無視することができません。

今回、農研機構らの研究グループは水酸化アルミニウムゲルがFSHを高率に吸着し、血清アルブミン等の体液成分に置換されることによって、体内で徐々に放出されることを明らかにしました。さらに、このゲルを用いたFSHの皮下1回投与による省力的な過剰排卵誘起法を開発しました。

この方法では、牛の頸部皮下に1回、肉用牛で30A.U.、乳用経産牛では40A.U.のFSHを投与することにより、複数回の注射が必要な漸減投与法に劣らない過剰排卵誘起成績を得ることができます。この水酸化アルミニウムゲルを用いたFSHの徐放剤は製剤化され、2017年2月に「アントリンR10・A1®」として共立製薬株式会社から販売が開始されました。是非ご活用ください。

▼詳しくはこちら(農研機構HP)

[http://www.naro.affrc.go.jp/publicity\\_report/press/laboratory/nilgs-neo/077370.html](http://www.naro.affrc.go.jp/publicity_report/press/laboratory/nilgs-neo/077370.html)

なお、本製剤は、農研機構と共立製薬株式会社の協同研究で製品化され、本年2月から販売開始されております。詳しくは以下の販売先のURLをご覧ください。

・製品情報

[http://www.kyoritsuseiyaku.co.jp/products/detail/pa/product\\_207.html](http://www.kyoritsuseiyaku.co.jp/products/detail/pa/product_207.html)

#### ◆◆◆担い手のための耳寄り情報◆◆◆

【「2017年農業技術10大ニュース」を発表】

農林水産技術会議事務局は、農業技術クラブの加盟会員による協力を得て、「農業技術10大ニュース」を選定しました。どれも経営改善に役立つ技術や品種情報になりますので、ぜひ、ご活用ください。

- 1位 ICTで田んぼの水を管理
- 2位 無人運転技術の実用化へ大きく前進「自動田植え機」
- 3位 いもち病の原因遺伝子を発見!
- 4位 全国土壌マップ公開
- 5位 アレルギーでもOK グルテンなし米粉パン開発
- 6位 受粉しなくても実がなるトマト

